天童市部活動地域展開推進計画【概要版】

【生徒自身がしたい活動を選択できる環境づくり】【生徒が主体的に、楽しく活動ができる環境づくり】、【継続的な活動体制を整え、持続可能な環境づくり】をめざして

第１章　　推進計画の基本的な考え方

策定の趣旨

本推進計画は、市内各中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりをめざし、学校と地域が連携・協働することにより学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を推進するために策定するものである。

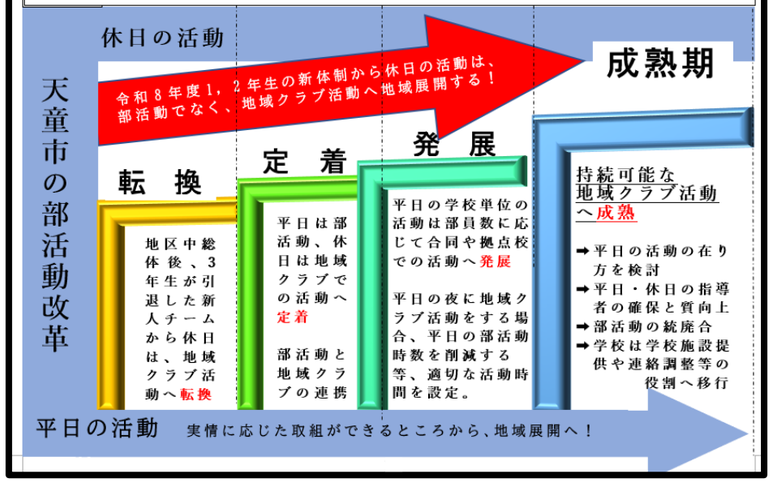
少子化等により部員数が減少し、休部や廃部により生徒の選択肢が狭まる等、今後の部活動に様々な影響がでてくると想定している。

位置づけ

国「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」と県「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」との整合性を図り、推進していく。

計画期間・取組　令和８年度から令和１３年度（６年間）　※国が示す改革実行期間

年度	令和８年度	９年度	１０年度	中間	１１～１３年度
国	➡	確実に地域展開に着手	実現可能な在り方の検討	➡	地域展開実現
県	➡	持続可能な体制整備・各種課題への支援		➡	認定地域クラブ支援



【各種相談・問合せ窓口】　天童市役所・天童市教育委員会　654-1111

学校と地域クラブが連携し、安心して活動できるように、天童市・天童市教育委員会がサポート

天童市教育委員会学校教育課　　・部活動に関わること　　・学校施設開放に関わること
指導係　　内線 822・823　　・中体連・中文連、合同チーム、合同部活動に関わること
・各種大会出場費補助金に関わること

天童市役所市民部文化スポーツ課　　・認定地域クラブに関わること
スポーツ振興係　内線 264　　・スポーツ少年団等に関わること
芸術文化係　　内線 262　　・芸術文化団体等に関わること　・激励金に関わること

第２章　　地域クラブ活動

地域クラブ活動の在り方

地域クラブ活動は、多様な実施形態や活動内容があり、スポーツ・文化芸術活動の役割や意義を踏まえ、地域の実情や実施主体の意向に沿って実施される。その活動は多岐に渡り、生徒と地域が密接に関わることで、「ひと」と地域がつながり、持続可能なスポーツ・文化芸術活動となることが望ましい。

地域クラブ活動に関する認定制度

天童市における地域クラブ活動は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するとともに、生徒と地域が密接に関わることで、地域全体に新たな価値を創出するという観点から、国・県が示した次のことを念頭に置いて、実施されることをめざす。

①生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものであり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするもの。
②学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、部活動改革の理念を踏まえ、適切な形態で活動が行われるもの。

天童市は、「天童市認定地域クラブの規程に関する要綱」を制定し、認定を受けた地域クラブに様々な支援を行うことで、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境を整備していく。

認定要件　天童市の認定を受けるためには、次のアからキの要件を全て満たすこと。

ア　活動機会が保障されていること
イ　適切な活動時間・休養日を設定していること
ウ　会費等を適切に設定していること
エ　適切な指導体制を整えていること
オ　適切な安全管理体制が確保されていること
カ　適切な運営体制が確保されていること
キ　学校等との連携が適切に行われていること

認定手続き等　認定を受けようとするクラブは、認定要綱で定めた必要書類を提出する。

認定の有効期間

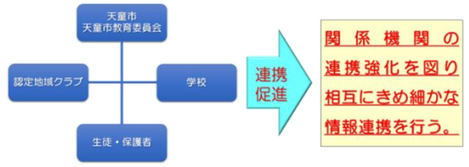
認定された日から令和１１年３月末とし、令和１１年４月以降は、認定された日から、令和１４年３月末とする。ただし、所属する生徒及び指導者の名簿は年度毎に提出する。

学校部活動と認定地域クラブ活動との違い

項目	部活動	認定地域クラブ
実施主体	中学校	地域クラブ、団体
指導者	教員、学校委嘱の外部指導者、部活動指導員等	クラブの指導者、指導を希望し教育委員会から認められた教員、部活動指導員、保護者、地域の指導者等
活動時間	平日２時間程度 長期休業中は１日３時間程度	平日２時間程度　　休日３時間程度 週当たり１１時間程度
休養日	週当たり平日１日以上 週休日、祝日	週当たり２日以上　休日のみの活動の場合、原則、土日どちらかは休養日
	長期休業中は、ある程度連続した休養期間を設ける	
運営費	保護者会費等	受益者負担が原則
大会参加	中体連、中文連主催大会	中体連、中文連主催大会（条件あり） その他の大会、練習試合

認定地域クラブへの支援

(1)学校施設及び備品等の使用
(2)市有施設における休日の使用料の減免
(3)活動費・運営費の支援
(4)関係機関との連携促進（右図）
と内容（下表）



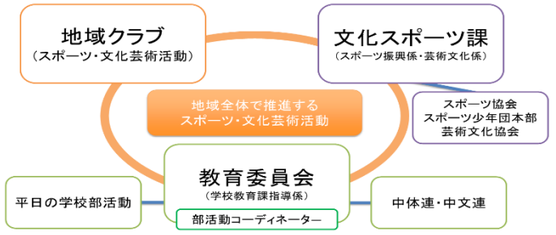
項目	内容
安心安全な活動機会の提供 生徒・保護者・関係者の理解促進	・関係者間の情報共有を認定地域クラブの認定要件とすることで安心・安全な活動機会の提供に繋げる。 ・認定地域クラブと学校間で情報を共有する。 ・認定地域クラブを対象にした情報交換会の開催。
中学校入学時の情報提供	・生徒への認定地域クラブの紹介と入会等のきっかけづくり。
中学校優先使用の調整	・空き状況等から、認定地域クラブの使用について調整。
補助事業の円滑化	・補助事業実施の情報提供、申請時のサポート。
指導者確保の支援 指導体制づくりの支援	・市スポーツ協会、市芸術文化協会等の関係団体と連携し、指導者の確保や資格取得についてのサポート。 ・兼職兼業の規程や適切な運用の推進。

地域展開に係る課題への対応

課題	天童市・天童市教育委員会でサポート
(1)実施主体の整備 ★認定地域クラブの設立等について ★認定地域クラブの運営等について	指導ビジョン、規約、指導体制、会計等の相談。 適切な運営体制の整備と必要に応じた相談、助言。
(2)指導者の確保と育成 ★有資格者の人材を増やすこと ★適切な指導ができる指導者の確保	指導者の確保や資格取得のサポート。 認定対象とした研修及び講習会等の実施。
(3)活動場所の確保 ★中学校施設以外での活動場所の確保	市有施設の使用についての調整。 市有施設における休日の使用料の減免。
(4)経済的困窮世帯への支援 ★費用負担の軽減	経済的な理由で地域クラブ活動への参加をあきらめる生徒がないよう、該当する世帯への支援検討。

第３章　　計画の推進

関係者及び関係団体への情報提供に努めながら、地域クラブ、学校、保護者、関係行政機関等が相互に連携することで、地域全体で一体的な推進をめざしていく。



※本計画の実施状況については、説明会や情報交換会の開催、意識調査等を行い、計画の推進状況等の把握に努めていく。